

静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改定について

(くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課)

1 概要

県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）を改定する。

2 改定理由

平成28年5月のPCB特別措置法改正及び令和元年12月のPCB特別措置法施行規則改正、これらに併せて国のPCB廃棄物処理基本計画が改定され、PCB廃棄物の処理体制の見直し等が行われた。

国の行ったこれらの改定に対応するため、「処理計画」の所要の改定を行う。

○PCB特別措置法等の改正内容

| 改正年月日 | 内 容 | 備 考 |
|---------|--|--------------|
| 平成28年5月 | ○処理期限の前倒し ○保管事業者への処分の義務付け ○都道府県知事等の権限強化 ○行政代執行の規定 | PCB特別措置法 |
| 令和元年12月 | ○低濃度PCB廃棄物の対象拡充 | PCB特別措置法施行規則 |

3 改定（予定）計画の概要

| | 改定前 | 改定後 |
|-------------|---|--|
| 基本方針 | ○高圧トランス・コンデンサ等の処理予定 （平成35年3月31日まで） ○安定器等・汚染物の処理予定 （平成34年3月31日まで） ○無害化処理認定施設で処理可能な低濃度PCB含有廃棄物 （5,000mg以下） | ○変圧器・コンデンサー等の処理期限の設定 （令和4年3月末） ○安定器、汚染物等の処理期限の設定（令和3年3月末） ○無害化処理認定施設で処理可能な低濃度PCB汚染物の拡充 （100,000mg以下の可燃性汚染物を対象） |
| 確実かつ適正な処理方針 | ○「保管事業者」は自らの責任において確実に適正な処理義務 ○「使用事業者」の廃棄見込届出義務なし | ○「保管事業者」の廃棄物処分委託義務を追記 ○「所有事業者」の廃棄見込届出義務を追記 |
| 処理体制を確保する方策 | ○行政処分の規定なし | ○行政処分（改善命令、代執行）を明記 |

4 施行日

令和3年2月25日（予定）